

尼崎市納税通知書等発送用封筒への広告掲載基準

制定 平成 19 年 11 月 8 日
一部改正 平成 21 年 9 月 30 日
一部改正 平成 24 年 10 月 17 日
一部改正 平成 25 年 10 月 17 日
一部改正 平成 26 年 10 月 6 日
一部改正 令和 元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、尼崎市広告掲載要綱（平成 19 年 11 月 7 日制定。以下「要綱」という。）
第 4 条第 1 項の規定に基づき、尼崎市納税通知書等発送用封筒（以下「封筒」という。）への
の広告掲載に関し、必要な基準を定めるものとする。

(封筒の種類)

第 2 条 広告を掲載する封筒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税の納税通知書発送用封筒
- (2) 市・県民税（普通徴収）の納税通知書発送用封筒
- (3) 軽自動車税の種別割の納税通知書発送用封筒
- (4) その他尼崎市市税に関する書類等を発送する封筒で、市長が必要と認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格及び掲載位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告枠は、縦 6cm×横 8cm の 1 枠とし、広告の掲載位置は、封筒裏面とする。
- (2) 表示の色は、単色とする。

(封筒の使用期間等)

第 4 条 封筒の使用期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告を掲載した封筒の使用期間は、第 6 条第 4 号に規定する契約を締結した日以後
の 4 月 1 日から 1 年間とする。ただし、期間の途中で作成した枚数をすべて使用した
ときは、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、広告を掲載した封筒を使用
期間終了後も使用できるものとする。
- (3) 納税義務者数によっては、作成した封筒をすべて使用しない場合もあるので、市長
は募集の際にその旨を明示する。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載の募集は、要綱第4条第2項の規定に基づき、税務管理課で行う。
- (2) 広告事業実施要領（以下「要領」という。）に定める広告掲載仕様書（様式1）に記載する希望最低価格については、発送予定枚数に0.4円を乗じた額とする。
- (3) 広告掲載を希望する者は、見積書を税務管理課に提出するものとする。
- (4) 前号の見積書を提出する場合において、広告掲載を希望する者が尼崎市広告掲載基準第7条第19項に規定する古物商・リサイクルショップ等に該当するときは、同項第1号に規定する許可等を受けていることを証明する書面を提出するものとする。
- (5) 募集期間を過ぎても広告掲載を希望する者がいない場合は、市長は、事業者等に個別に広告掲載についての働きかけをすることができる。

(広告主の選定)

第6条 広告主の選定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主の選定は、前条第3号により提出された見積書に記載された見積価格によるものとし、希望最低価格以上のもののうち、最高の価格による申込者を広告主として決定する。
- (2) 前号の場合において、最高の価格の申込者が二人以上あるときは、くじで定める。
- (3) 広告主の選定終了後、市長は要領に定める広告掲載可否通知（様式9-1または様式9-2）により、すみやかに広告掲載の可否を申込者に通知するものとする。
- (4) 広告主の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに、要領に定める広告契約書（様式2）、又は承諾書（様式3）により市と契約を締結しなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告主の決定を受けた者が、見積書に記載した価格とする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、基準を運用するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この基準による改正後の尼崎市納税通知書等発送用封筒への広告掲載基準（平成 19 年 11 月 8 日制定）第 2 条第 3 号の封筒に係る広告掲載に係る事務は、この基準の施行前においても行うことができる。